

別記様式第1号(第四関係)

豊能町高山地区活性化計画

大阪府豊能町

令和8年7月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	豊能町高山地区活性化計画		
都道府県名	大阪府	市町村名	豊能町
		地区名(※1)	高山地区
		計画期間(※2)	令和8年度～令和10年度

目標(※3)

本計画は、高山地区が有する「高山右近」等の歴史的資源と豊かな自然環境を基軸に、民間事業者との連携を通じて、旧校舎棟の施設改修および「環境再生型農業・陸上養殖」等の先端技術を導入した体験型交流拠点を整備するもの。
 また、これと並行し、右近の妻の生誕地であり町の中心拠点である余野地区において、別事業として同時期に実施するコミュニティセンター整備や直売機能の拡充事業と緊密に連携し、両地区を結ぶ歴史動線と自然資源を融合させた誘客施策を展開することで、「高山の生産・体験」と「余野の消費・発信」が一体的に機能し、互いが支え合い発展する次世代型の農業生産体制を構築する。
 これにより、広域からの交流人口および地域を支える関係人口を創出し、本町が掲げる「2031年度の目標人口15,000人の維持」への寄与、ならびに次世代へ継承可能な持続可能な地域社会の実現を目指す。

交流人口の増加 目標20,000人(現状約4,000人+新規増加約16,000人)
 地域産物の販売額の増加 30百万円(町内他直売所売上16百万円(レジ通過者15,000人、単価約1,100円/人)+新規増加14百万円)
 地域間交流イベントの開催 年間24回(月2回×12ヶ月)

目標設定の考え方

地区の概要:

- 都市近郊の自然環境とアクセスの優位性
 本町は大阪都心部から約30km、約1時間の距離にありながら、町域の約7割を山林が占める豊かな自然環境を有する。昭和40年代からのベッドタウン開発により急激に人口が増加した歴史を持ち、近年は箕面グリーンロードや新名神高速道路の整備により、広域的な交通利便性がさらに向上している。
- 分水嶺が育む高品位な農業資源
 本町の農地は標高300m～500mの高原地帯に位置する。分水嶺の清冽な水資源と昼夜の寒暖差を活かし、古くから食味の優れた米や野菜が生産されており、都市近郊における優良な食料生産拠点としての地位を確立してきた。
- 国際的認知を有する「キリシタンの里」と文化資本
 世界的にも著名な「福者」高山右近の生誕地である高山地区は、カトリック圏を中心とした国際的な巡礼地・観光地として高い潜在能力を有する。また、千利休の門下「利休七哲」としての右近が愛した茶道文化と、それを支えた最高級炭「菊炭(池田炭)」など、多層的な文化資本を保有している。
- 広域交通動線を活かした交流人口創出ポテンシャル
 大阪市内(新御堂筋)から直結する国道423号は新名神高速道路とも交差し、オンシーズンには自動車やバイクなど1日1万台近い交通量を誇る主要動線である。プロジェクトの核となる高山地区はこの幹線道路から約5分の至近距離に位置する。また、年間100万人以上の集客力を有する「勝尾寺」や「箕面大滝」といった広域観光拠点から車で約10分圏内にあり、ヒルクライムコースとして多くのサイクリストも流入している。これら既存の膨大な観光・交通動線を町内へ効果的に誘導し、滞在・消費へ繋げるための地理的優位性を有している。

現状と課題

- 深刻化する人口減少と超高齢社会への対応
 本町の人口は1995年の26,617人をピークに減少が続き、2026年1月末現在では17,465人、高齢化率は50.8%に達している。20～30歳代の若年層の流出が顕著であり、地域の担い手不足が深刻化する中、多世代が交流し「住み続けたい」と思える魅力的な環境づくりが急務である。
- 経済の域外流出と産業の停滞
 本町の産業構造は、第1次・第2次産業の一人当たり付加価値額が全国平均を大きく下回る水準にある(全国1,500位以下)。特に民間消費の支出流出率は41.7%(全国1,699位)と極めて低く、消費の多くが町外へ流出している。この「通過型観光」から「滞在・消費型観光」への転換が、地域経済活性化の鍵となっている。
- 農業の「供給体制」の構築
 農地整備や担い手育成は一定の成果を収めているものの、その出口戦略となる直売・加工機能に大きな課題がある。生産者の営農意欲を維持し、水稻をはじめ、なにわの伝統野菜「高山午房」「高山真菜」やスーパーフード「ヤーコン」など、食味の高い農産物の高付加価値販売を実践するための流通・拠点の再整備が不可欠である。

今後の展開方向等(※4)

- 高山を「観光・文化・体験」の拠点、余野を「流通・販売・情報発信」の拠点と定義し、相乗効果を最大化させる。
- 旧小学校及び周辺環境を活かした革新的再生(高山地区)
 施設の老朽化問題を解消し、右近ゆかりの茶道、木工等のワークショップ拠点として再生するとともに、地場産品の直売所に加え、地域の特産米や伝統野菜「高山午房・真菜」を活用した「おにぎりカフェ」を展開するなど、来訪者がその場で地域の豊かな味覚を楽しめる場を提供する。
 また、周辺農地や旧体育館等ではヤンマーの最新技術によるコンポスターや堆肥化施設を導入するとともに、農作業の省力化・効率化を図るスマート農機を保管・活用するための施設を整備する。これにより、「環境再生農業」の実践や「陸上養殖」を展開し、海のない里山での次世代食料生産を可視化する。さらには、豊かな森林環境を活用し、森林資源の循環利用(間伐材の木工利用、キノコ植菌等)を通じた里山体験プログラムを構築するなど、農地や森林の多面的機能を活用した多様な体験を可能とする。
 - 戦略的な周遊ルートの構築と二次交通の整備
 勝尾寺～高山～余野を独自の巡回バスで結ぶとともに、両地区にカーシェアリング等の導入により家用車のみには依存しない来訪者の円滑な周遊を促進する。
 また、多言語対応やキャッシュレス決済やコワーキングスペース等の受入環境も整備し、インバウンド層や関係人口の滞在を促進する。
 - 流通・販売及び情報発信機能の強化(余野地区)
 余野地区においては、別事業としてコミュニティセンターや直売所機能拡充等の整備を行い、高山地区を含む地域で生産される農産物や加工品、陸上養殖による生産物の販路確保を図る。
 あわせて、高山地区における体験・交流機能と余野地区における消費・情報発信機能を連携させ、両地区間の相互誘導を図ることで、来訪者の回遊性を高め、購買及び滞在へとつなげる仕組みを構築する。
 さらに、両地区を結ぶ歴史資源や自然環境を活かした情報発信を行うとともに、周辺の民間飲食・商業施設とも連携し、地域全体としての受入環境及び情報発信機能の強化を図り、来訪者の滞在及び消費の拡大につなげる。

【記入要領】

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、3年から5年程度の期間を限度として記載する。なお、農用地保全事業により農用地等の省力的かつ簡易な管理又は粗放的な利用を行う等の場合にあっては、地域の実情に応じた期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
 また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

3 活性化計画の区域(※1)

高山地区(大阪府豊能町)	区域面積(※2)	87.6 ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 高山地区は本町の南東部に位置し、標高約450mの盆地に広がる美しい棚田景観を有する地域である。現在、持続可能な農業経営に向けた圃場整備事業を実施中であり、生産基盤の整備が図られている。地区面積の90%以上を農地・森林・原野等が占め(固定資産台帳)、農林業従事者割合は15.6%(令和2年国勢調査)に達するが、実態としては住民の大半が農林地を所有する兼業農家であり、農林業が地域コミュニティの核となっている。旧小学校舎「右近の郷」を拠点とした農林業体験や交流活動の実績もあり、本計画による拠点整備が、地区の基幹産業である農林業のさらなる振興に直結するため、活性化計画地区として設定するものである。		
②法第3条第2号関係: 令和7年11月度の区域内人口は123人、平均年齢78歳、うち65歳以上の高齢者割合は約60%と高齢化による過疎化が進んでいる。一方、区域内にある高山コミュニティーセンターは、毎年3月に開催される伝統野菜「高山真菜」まつりや、毎年10月に開催される高山右近をテーマにした右近フェスタなどのイベント開催時に多くの交流人口が訪れる重要な施設であり、地域農業者にとって貴重な農産物直売施設も兼ねていることから、当該地区の地域間交流を促進する事により、地域活性化につなげるランドマークとして整備する。また、町内の他事業と相互連携することで、高山地区を含む本町農村地域全体の活性化を図るうえで重要な計画として位置付けるもの。		
③法第3条第3号関係: 高山地区は全域が市街化調整区域内にあり、農地、森林、集落が一体となった伝統的な農村景観が保全されている。市街地を形成している区域には該当せず、農山村としての特性を有する地域である。		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニ・ホの別(※3)	備考
豊能町	高山	㉔廃校・廃屋等改修交流施設	ヤンマーシンビオシス株式会社	有	ハ	
豊能町	高山	㉗農林漁業・農山漁村体験施設	ヤンマーシンビオシス株式会社	有	ハ	
豊能町	高山	㉚リサイクル施設	ヤンマーシンビオシス株式会社	有	ハ	
豊能町	高山	㉛自然・資源活用施設	ヤンマーシンビオシス株式会社	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業については、備考欄に「区域外で実施」と記載するほか、活用する農地法等の特例がある場合はその種類についても備考欄に記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、交付金交付に係る実施要領に記載されている交付対象事業の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニ・ホの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニ・ホのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

4 活性化事業の実施に関する事項

【該当なし】

(注) 農地法、農振法、都市計画法の特例措置を必要とする場合に記載すること。

(注) 権利の移転等を伴う農地転用等の場合には、「10 農林地所有権移転等促進事業に関する事項」を記載し、別途「所有権移転等促進計画」を作成すること。

1 活性化事業の用に供する土地に関する事項(※1)

土地番号	土地の所在	地番	地目		面積	土地利用区分(※2)		特例措置(※3)	備考
			登記簿	現況		農用地区域の 内外	市街化調整 区域の内外		
①									
②									
③									

2 施設の整備の内容

施設番号	種別(※4)	施設の種類	(当該施設が 農振法上の農 用地等に該当 する場合は○)	規模・用途等(※5)	土地番号 (土地の所在)(※6)	備考
①						
②						
③						

【記入要領】

※1 活性化事業の用に供する土地について記載すること。

※2 活性化事業の用に供する土地の一部又は全部が農用地区域内に存する場合には、「農用地区域の内外」欄に「○」を記載すること。
また、活性化事業の用に供する土地の一部又は全部が市街化調整区域内に存する場合には、「市街化調整区域の内外」欄に「○」を記載すること。

※3 「特例措置」の欄には、農山漁村活性化法の規定により適用を受ける特例措置の法律名及び条項を記載すること。具体的には、「農地法第4条第1項」、「農振法第15条の2第1項」、「都市計画法第29条第1項」又は「都市計画法第43条第1項」のいずれか該当するものを記載すること。

※4 「種別」には、新築、改築、用途変更の別を記載すること。

※5 「規模・用途等」には、建築面積及び施設の使用目的を記載すること。

※6 「土地番号(土地の所在)」は「1 活性化事業の用に供する土地に関する事項」の対応する「土地番号」を記載すること。

5 活性化事業の用に供するため農地を農地以外のものにする場合の記載事項

【該当なし】

(注) 農地法第4条に係る特例措置を必要とする場合に記載すること。また、「(別添1) 農地法の特例措置」を添付すること。

1 概要

転用の時期(※1)	
転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要(※2)	

2 省令第7条各号の要件に該当する旨及びその理由

(注) 省令第7条第1号に該当する旨及びその理由のみ記載すればよい。

(注) 農用地区域からの除外を要さない場合、記載は不要である。

「4 活性化事業の実施に関する事項」に記載した土地のうち、土地番号①について(※3)

	規則第7条第1号に該当すると判断した理由
規則第7条第1号イ	
規則第7条第1号ロ	
規則第7条第1号ハ	
規則第7条第1号ニ	
規則第7条第1号ホ	
規則第7条第1号ヘ	
規則第7条第1号ト	(1)
	(2)
規則第7条第1号チ	

3 その他参考となるべき事項

--

【記入要領】

※1 「転用の時期」には、「(別添1)農地法の特例措置」の3の(3)の記載事項を簡潔に記載すること。

※2 「転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要」には、「(別添1)農地法の特例措置」の5の記載内容を転記すること。

※3 当該活性化事業の用に供する土地毎に記入することとし、「4 活性化事業の実施に関する事項」の土地番号との整合を図ること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

(1) 当該活性化事業の用に供する土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書(全部事項証明に限る。)

(2) 当該活性化事業により施設の整備を行う場合にあっては、当該施設及び当該施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面

(3) 当該活性化事業の用に供する土地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があったことを証する書面

(4) 当該活性化事業の用に供する土地が農用地区域内の土地であるときには、そのことを明らかにする図面

(5) 当該活性化事業の用に供する土地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書(意見を求めた日から三十日を経過してもなおその意見を得られない場合には、その事由を記載した書面)

(6) その他参考となるべき書類

※ 都道府県知事等の同意手続が無い場合(指定市町村が活性化計画を作成する場合、都道府県が活性化計画を作成する場合(指定市町村と共同で活性化計画を作成しない場合を除く。))にも特例を講じるために必要な書類であることから、同意に際して提出する必要はないが、用意すること。

6 活性化事業の用に供するため開発行為(農振法第15条の2第1項)を行う場合の記載事項

【該当なし】

1 活性化事業の用に供する土地を農用地等以外の用に供する場合の記載事項

(1) 「4 活性化事業の実施に関する事項」に記載した土地のうち、土地番号①について(※1)

		規則第7条第1号に該当すると判断した理由
規則第7条第1号イ		
規則第7条第1号ロ		
規則第7条第1号ハ		
規則第7条第1号ニ		
規則第7条第1号ホ		
規則第7条第1号ヘ		
規則第7条第1号ト	(1)	
	(2)	
規則第7条第1号チ		

(2) その他参考となるべき事項

--

2 活性化事業の用に供する土地を農用地等の用に供する場合の記載事項

(注) 農振法第15条の2第1項に係る特例措置を必要とする場合に記載すること。また、「(別添2) 農振法の特例措置」を添付すること。

1 工事予定年月日	着手 年 月 日 ~ 完了 年 月 日
2 農用地等としての利用を困難にしないための措置の概要(※2)	
3 防災措置の概要(※3)	
4 その他参考となるべき事項	

【記入要領】

※1 当該活性化事業の用に供する土地毎に記入することとし、「4 活性化事業の実施に関する事項」の土地番号との整合を図ること。

※2 「農用地等としての利用を困難にしないための措置」欄には、開発行為後の土地農用地等の用に供する場合にあって、農用地等としての利用を困難にしないための措置の概要を記載すること。

※3 「防災措置の概要」欄には、活性化事業に係る開発行為により周辺の農用地等に土砂が流出し又は崩壊する等により災害を発生させるおそれがある場合に、それを防止するための措置を記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

(1)当該開発行為を行う土地の位置及び付近の状況を明らかにした図面

(2)当該開発行為が建築物その他の工作物の新築、改築又は増築である場合にあっては、当該開発行為を行う土地における当該建築物その他の工作物の位置を明らかにした図面。

(3)その他参考となるべき書類

7 都市計画法に関する記載事項(農林漁業等振興等施設整備事業に関する事項)

- (注) 特定開発行為若しくは建築行為等(法第5条第11項)に対し、都市計画法に係る特例措置を必要とする場合に記載すること。
また、「(別添3) 都市計画法の特例措置」を添付すること。
(注) 特定開発行為若しくは建築行為等を行う者から都道府県知事への許可申請が別途必要であることに留意すること。

1 特定開発行為を行う場合の概要

開発区域に含まれる土地(※1)	
開発区域の面積	平方メートル
開発の目的、予定建築物の用途	
工事予定年月日	着手 年 月 日 ~ 完了 年 月 日

2 建築行為等を行う場合の概要

建築物の種別(※2)	用途変更
建築物を建設しようとする土地、用途の変更しようとする建築物の存する土地の所在(※3)	豊能町高山10番地
建設しようとする建築物、用途の変更後の建築物の用途	既存のコミュニティセンター機能の充実+加工場・材料提供生産施設(施設外での販路を確保するため工場扱い)
工事予定年月日	着手 令和9年4月1日 ~ 完了 令和10年3月31日

【記入要領】

※1 開発区域内の土地の土地番号(4 活性化事業の実施に関する事項の土地番号)を全て記載すること。

※2 建築物の新築、改築、用途の変更の別を記載すること。

※3 該当する土地の土地番号(4 活性化事業の実施に関する事項の土地番号)を全て記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

(1)当該農林漁業団体等(個人である場合を除く。)の定款又はこれに代わる書面

(2)当該農林漁業団体等の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書

(これらの書類がない場合にあつては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類)

(3)特定開発行為を行う場合には、

① 開発区域(開発行為をする土地の区域)の位置を表示した地形図

② 現況図(a 地形、b 開発区域の境界、c 開発区域内及び開発区域の周辺の公共施設を表示したもの)

③ 土地利用計画概要図(a 開発区域の境界、b 公共施設の位置及びおおむねの形状、c 開発行為に係る建築物の敷地のおおむねの形状を表示したもの)

④ その他参考となるべき書類

(4)建築行為等を行う場合には、

① 付近見取図(方位、建築行為等に係る建築物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の公共施設を表示したもの)

② 敷地現況図(建築行為等に係る建築物の敷地の境界及び当該建築物の位置を表示したもの)

③ その他参考となるべき書類

※ 都道府県知事等の同意手続が無い場合(指定都市等が活性化計画を作成する場合、都道府県が活性化計画を作成する場合(指定都市等と共同で活性化計画を作成しない場合を除く。))にも特例を講じるために必要な書類であることから、同意に際して提出する必要はないが、用意すること。

7 都市計画法に関する記載事項(農林漁業等振興等施設整備事業に関する事項)

(注) 特定開発行為若しくは建築行為等(法第5条第11項)に対し、都市計画法に係る特例措置を必要とする場合に記載すること。

また、「(別添3) 都市計画法の特例措置」を添付すること。

(注) 特定開発行為若しくは建築行為等を行う者から都道府県知事への許可申請が別途必要であることに留意すること。

1 特定開発行為を行う場合の概要

開発区域に含まれる土地(※1)	
開発区域の面積	平方メートル
開発の目的、予定建築物の用途	
工事予定年月日	着手 年 月 日 ~ 完了 年 月 日

2 建築行為等を行う場合の概要

建築物の種別(※2)	新築
建築物を建設しようとする土地、用途の変更しようとする建築物の存する土地の所在(※3)	豊能町高山10番地
建設しようとする建築物、用途の変更後の建築物の用途	交流広場(BBQ設備など)
工事予定年月日	着手 令和8年10月1日 ~ 完了 令和9年3月31日

【記入要領】

※1 開発区域内の土地の土地番号(4 活性化事業の実施に関する事項の土地番号)を全て記載すること。

※2 建築物の新築、改築、用途の変更の別を記載すること。

※3 該当する土地の土地番号(4 活性化事業の実施に関する事項の土地番号)を全て記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

(1)当該農林漁業団体等(個人である場合を除く。)の定款又はこれに代わる書面

(2)当該農林漁業団体等の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書

(これらの書類がない場合にあつては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類)

(3)特定開発行為を行う場合には、

① 開発区域(開発行為をする土地の区域)の位置を表示した地形図

② 現況図(a 地形、b 開発区域の境界、c 開発区域内及び開発区域の周辺の公共施設を表示したもの)

③ 土地利用計画概要図(a 開発区域の境界、b 公共施設の位置及びおおむねの形状、c 開発行為に係る建築物の敷地のおおむねの形状を表示したもの)

④ その他参考となるべき書類

(4)建築行為等を行う場合には、

① 付近見取図(方位、建築行為等に係る建築物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の公共施設を表示したもの)

② 敷地現況図(建築行為等に係る建築物の敷地の境界及び当該建築物の位置を表示したもの)

③ その他参考となるべき書類

※ 都道府県知事等の同意手続が無い場合(指定都市等が活性化計画を作成する場合、都道府県が活性化計画を作成する場合(指定都市等と共同で活性化計画を作成しない場合を除く。))にも特例を講じるために必要な書類であることから、同意に際して提出する必要はないが、用意すること。

8 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

【該当なし】

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設		
					氏名	住所		氏名	住所			市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

9 多面的機能発揮促進事業に関する事項

【該当なし】

組織名: _____ (※1)

1 多面的機能発揮促進事業の目標

(1) 現況

--

(2) 目標

--

2 多面的機能発揮促進事業の内容

(注) 実施する多面的機能発揮促進事業のうち、農用地保全事業に該当する内容のみを記載すればよい。

(1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域(省令第2条第5号口に関する事項)

① 種類(実施するものに○を付すること)

1号事業	
<input type="checkbox"/>	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成20年法律第78号。以下「多面法」という。)第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動 (農地維持支払交付金)
<input type="checkbox"/>	多面法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動 (資源向上支払交付金)
<input type="checkbox"/>	2号事業(中山間等地域等直接支払交付金)
<input type="checkbox"/>	3号事業(環境保全型農業直接支払交付金)

② 実施区域

--

(2)活動内容等

① 省令第2条第5号ハの事業(多面法第3条第3項1号の事業)

1)事業に係る施設の所在及び施設の種類、活動の別

--

2)活動の内容

イ 多面法第3条第3項第1号イの活動(※2)

--

ロ 多面法第3条第3項第1号ロの活動(※3)

--

② 省令第2条第5号ニの事業(多面法第3条第3項2号の事業)

1)農業生産活動の内容(※4)

--

2)農業生産活動の継続的な実施を推進するための活動(※5)

--

③ 省令第2条第5号ホの事業(多面法第3条第3項3号の事業)

1)自然環境の保全に資する農業の生産方式の内容(※6)

--

2)1)の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動内容(※7)

--

3 省令第2条第5号ホに関する事項(多面的機能発揮促進事業の実施期間)(※8)

--

【記入要領】

- ※1 組織毎に作成すること。
- ※2 多面的機能支払交付金実施要綱別紙1の第5の2の活動計画書のⅡの「3. 活動の計画」の「(1)農地維持支払」に記載する内容を簡潔に記載すること。
- ※3 多面的機能支払交付金実施要綱別紙1の第5の2の活動計画書のⅡの「3. 活動の計画」の「(2)資源向上支払(共同)」及び「(3)資源向上支払(長寿命化)」に記載する内容を簡潔に記載すること。
- ※4 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用参考様式第4号別紙様式1の集落協定「第3 協定対象となる農用地」に記載する内容を簡潔に記載すること(集落協定に基づく活動を行う場合)。
中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用参考様式第4号別紙様式6の経営規模及び農業所得調書の「1 経営規模」に記載する内容を簡潔に記載すること(個別協定に基づく活動を行う場合)
ただし、交付金額に係る記載は不要。
- ※5 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用参考様式第4号別紙様式1の集落協定「第4 集落マスタープラン」、「第5 農業生産活動等として取り組むべき事項」、「第8 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」及び「第9 加算措置適用のために取り組むべき事項」に記載する内容を簡潔に記載すること(集落協定に基づく活動を行う場合)。
中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用参考様式第4号別紙様式7の「協定農用地の概要」に記載する内容を簡潔に記載すること(個別協定に基づく活動を行う場合)。
- ※6 環境保全型農業直接支払交付金交付等要領の共通様式第3号の別紙の第2の1の(2)の活動計画書Ⅳの「1 自然環境の保全に資する農業の生産方式」に記載する内容を簡潔に記載すること。
- ※7 環境保全型農業直接支払交付金交付等要領の共通様式第3号の別紙の第2の1の(2)の活動計画書Ⅳの「3 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動の内容」に記載する内容を簡潔に記載すること。

(添付資料)

- (1)多面法第3条第3項第1号に規定する事業を行う場合は、「多面的機能支払交付金実施要綱」(平成26年4月1日25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙1の第5の1の事業計画書及び2の活動計画書
- (2)多面法第3条第3項第2号に規定する事業を行う場合は、「中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用」(平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知)参考様式第4号の1事業計画書及び2活動計画書(別紙様式1)、別紙様式2～7のうち事業の申請に必要なもの
- (3)多面法第3条第3項第3号に規定する事業を行う場合は、「環境保全型農業直接支払交付金交付要領」(平成23年4月1日22生産第10954号農林水産省生産局長通知)の共通様式第2号の事業計画書、共通様式第3号の活動計画書

10 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

【該当なし】

(注) 権利の移転等を伴う農地転用等の特例を必要とする場合に記載し、別途「所有権移転等促進計画」を作成すること。

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

- ※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第10項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。
- ※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第10項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。
また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。
- ※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第10項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。
- ※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第10項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。
- ※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。
- ※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。
- ※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

11 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

当該計画の達成状況については、令和10年度の施設整備完了後、3年間の評価期間(令和11年度～13年度)で効果発現状況を把握し、令和14年度に関係者からの聞き取り及び関連資料を基に、目標達成状況の検証を行う。
具体的な確認方法は下記①～③によるものとし、関係者を集めた各会議にて意見やデータを集約し、町関係者を交えた総括会議を実施する。
その後、それらの内容を基にしてヤンマーグループ投融資戦略委員会および町指定管理選定委員会委員等の識者に達成状況の評価を依頼する。

①交流人口の増加

現状値は高山地区は「高山コミュニティーセンター」利用者数を基準値としているため、当該施設におけるレジ通過者数及び周辺施設を含めた施設利用者数等から効果発現状況を判断します。

②地域産物の販売額

「高山コミュニティーセンター」全体を管理する「ヤンマーシンビオシス株式会社」の決算書類等から販売額を把握し、効果発現状況を評価します。

③地域間交流イベントの開催

「ヤンマーシンビオシス株式会社」より毎年提出される事業報告書によりイベント開催状況を確認し、効果発現状況を把握します。

【記入要領】

※1 施行規則第2条第6号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
 - ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
 - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
 - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第7条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、交付金交付に係る実施要領の定めるところによるものとする。

農山漁村振興交付金実施要綱(平成28年4月1日付け27農振第2326号農林水産省農村振興局長通知)別紙5の定めるところによるものとする。